

# 第39回全京都障害者総合スポーツ大会 水泳大会の部 実施要項

## 1) 日 時

令和元年8月25日(日) 午前9時30分受付 午前10時～午後4時

雨天決行

(但し、当日午前7時現在で、京都府内に暴風警報が発令されていれば中止とする。)

## 2) 会 場

京都市障害者スポーツセンター

京都市左京区高野玉岡町5 京都バス、高野玉岡町下車

## 3) 主 管

京都水泳協会

## 4) 参加資格

- ① 京都府内に在住、在勤、在学する者で障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ12歳以上(平成31年4月1日現在)の者。
- ② オープン競技においては、障害のある小学生以上の者。

## 5) 競技種目及び競技方法

- ① 競技種目は、自由形、平泳、背泳、バタフライの各25m、50m、100mと個人メドレー100mとする。
- ② 競技は障害別、年齢別、性別で行う。年齢別の区分は、  
A (30歳未満)・B (30歳以上40歳未満)・C (40歳以上55歳未満)・D (55歳以上65歳未満)・E (65歳以上)とし、いずれも平成31年4月1日現在とする。
- ③ オープン競技については、25m泳げる人を対象とする。  
A 小学生 B 中学生 C その他 とする。
- ④ 出場者数等により、年齢区分、障害区分、性別を異にする者を同時に競技することもある。なお、この場合表彰は別に行う。
- ⑤ 競技への出場は、リレーを除き1人2種目以内とする。

┌	午前の競技	100m、25m—自由形、平泳ぎ、背泳、バタフライ
	午後の競技	50m———自由形、平泳ぎ、背泳、バタフライ 個人メドレー、特別競技(混合リレー)、オープン

- ⑥ 特別競技として、100mリレー(25m×4人)を行う。  
メンバーは、男女・年齢・障害区分を問わず、4人の自由形によるリレー競技とする。

## 6) 競技規則

- ①競技規則は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」と本大会申し合せ事項による。
- ②「障害者スポーツ競技規則集」に記載されていない、本大会独自の競技種目（オープン競技、個人メドレー、リレー）の規則、種目及び方法は、本大会申し合わせ事項による。

## 7) 参加申込

- ①所定の申込書に必要事項を記入し（男子は黒書・女子は朱書）、下記あて7月8日（月）までに申し込むものとする。（必着）当日の参加申込みは受付けない。

申 込 先	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内 (一社) 京都障害者スポーツ振興会
-------	--

- ②参加料1人500円（当日受付で支払うこと）

## 8) 表 彰

種目別、障害区分別、年齢別、性別、組別の1位～3位入賞者に賞品を贈る。  
オープン参加者にも特別賞を贈る。なお、全員に記録証を授与する。

## 9) 留意事項

- ①事故を防ぐためにも大会当日までに各自で十分トレーニングを行って参加すること。
- ②当日のウォーミングアップは、指定された時間に行う。
- ③競技中の事故については応急手当の他、主催者の加入する保険の範囲でのみ保障する。
- ④事前に医師の診断を受ける等、十分な健康管理の下に参加すること。
- ⑤内部に障害のある人のスタート方法は、水中スタートとする。
- ⑥競技大会出場の際、競泳用水着、水泳帽を必ず着用すること。
- ⑦会場は駐車台数が制限されますので、可能な限り公共交通機関を利用すること。  
どうしても車を必要とする方は、申込書にその旨記入のこと。  
(事務局で調整し連絡する)

## 10) その他

- ①大会前に水泳実技講習会を行うので、受講希望者は申込みこと。  
8月3日(土)、京都市障害者スポーツセンター  
午後4時30分～午後5時30分。(予定)
- ②申込み後、何らかの事情で出場できない場合は必ず事前に連絡をすること。
- ③次年度の全国障害者スポーツ大会に出場希望者は、申込用紙の希望欄に必ず○印をすること。但し選考にあたっては過去に出場経験のない人が優先されます。  
なお、全国障害者スポーツ大会は、身体障害者手帳（内部障害のみを除く）・療育手帳所持者が対象です。
- ④ホームページ、マスメディア等に写真や大会成績が掲載されることがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは、(一社) 京都障害者スポーツ振興会へ

TEL・FAX (075-712-7010)

(但し、日・祝・火曜日及び第3金曜日を除く午前10時～午後6時)

# 水泳大会 障害区分表

	障 害 区 分	障害区分番号
肢体不自由者 (I) (切断・機能障害者)	手部切断	1
	片前腕切断, 片上肢不完全	2
	片上腕切断, 片上肢完全	3
	両前腕切断, 両上肢不完全	4
	両上腕切断, 両上肢完全, 片前腕・片上腕切断	5
	片下腿切断, 片下肢不完全	6
	片大腿切断, 片下肢完全	7
	両下腿切断, 両下肢不完全	8
	両大腿切断, 両下肢完全, 片下腿・片大腿切断	9
	片上肢・片下肢切断, 片上肢・片下肢不完全	10
	多肢切断, 片上肢・片下肢完全, 両上肢・両下肢不完全	11
	体幹	12
肢体不自由者 (II) (脳原性麻痺 以外で車いす 使用者)	第7頸髄まで残存	13
	第8頸髄まで残存	14
	下肢麻痺で座位バランスなし	15
	下肢麻痺で座位バランスあり	16
肢体不自由者 (III) (脳原性麻痺者)	四肢麻痺, 上肢に不随意運動を伴う走不能	17
	両下肢麻痺, 上肢に不随意運動を伴わない走不能	18
	杖または松葉杖歩行, 片側障害で片上肢による競泳	19
	上肢に不随意運動を伴う走可能, その他の片側障害	20
	その他	21
肢体不自由者 (IV)	浮具使用	22
視覚障害者	視力0から0.01まで	23
	その他	24
	聴覚・平衡機能障害, 音声・言語機能障害, そしゃく機能障害	25
	知的障害	26
	内部障害	27
	精神保健	28

## [障害区分の説明]

- 1 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもの（脊柱側弯など）。
- 3 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。指および手のひらの切断は手部切断となる。
- 4 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- 5 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス有り」と判断する。
- 6 肢体不自由者2で、頸髄や脊髄損傷以外のは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 7 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- 8 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
- 9 競技上の注意
  - ① 身体障害が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障害区分で参加すること。
  - ② 上腕切断が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。

